

袖ヶ浦市子育て応援プラン(第3期)

次世代育成支援行動計画
子ども・子育て支援事業計画



令和7(2025)年3月
袖ヶ浦市

は じ め に



本市では、令和2年3月に「袖ヶ浦市子育て応援プラン（第2期）」を策定し、袖ヶ浦海側地区を中心とした子育て世代の転入増加を見据えながら、教育・保育の無償化や働き方改革により多様化する子育てや暮らしのあり方に対応するため、保育施設の量的拡大とさまざまなこども・子育て支援の充実に取り組んでまいりました。

今後も、本市の特性や課題に応じたこども・子育て支援施策を、計画的に推進するとともに、核家族化の更なる進行や就業率の上昇、地域住民相互の関係性の希薄化など、子育て家庭を取り巻く環境の目まぐるしい変化に対応するため、このたび、こども子育て支援施策の新たな総合的指針となる「袖ヶ浦市子育て応援プラン（第3期）」を策定いたしました。

こどもは、社会の希望であり、未来を創る大切な宝です。

未来を担うこどもが夢と希望を抱き、健やかに育つためには、行政がこども・子育て支援に全力で取り組むとともに、地域社会全体の支えが必要不可欠であると考えます。

本市で生まれ育つ全てのこどもたちの明るい声が響き、全ての家庭が子育てに喜びや生きがいを感じられるように、地域と行政が連携し、計画の基本理念である「こどもの笑顔がかがやき、安心して子育てできるまち」の実現を目指してまいります。

結びに、本計画の策定にあたりましては、令和5年度に子育て家庭を対象とした「子ども・子育て支援事業に関するアンケート調査」を実施したほか、学識経験者や市内のこども・子育て支援関係施策に関わる各層の代表者で構成される「袖ヶ浦市子ども・子育て支援会議」での審議、さらに「パブリックコメント手続き」を実施するなど、市民の皆様から幅広くご意見をいただきました。

この場をお借りして、ご協力いただきました皆様に心からお礼申し上げます。

令和7年3月

袖ヶ浦市長 粕谷 智浩

目 次

第1章 計画の策定にあたって

第1節 計画策定の背景と趣旨	1
第2節 計画の位置づけ	2
第3節 計画の期間	3
第4節 計画の策定体制	4

第2章 こどもと子育て家庭を取り巻く状況

第1節 こども・子育て家庭の状況.....	5
第2節 市と地域の状況	14
第3節 地域における子育て支援事業の利用状況	19
第4節 ニーズ調査結果からみた市民の意向	29
第5節 子育て応援プランの進捗状況と今後の課題	39

第3章 計画の基本的な考え方

第1節 基本理念	49
第2節 計画推進のための基本的視点.....	50
第3節 施策体系.....	51
第4節 指標の設定	52

第4章 施策の展開

基本目標Ⅰ 地域における子育て支援の充実.....	53
基本目標Ⅱ 母性及び乳幼児等の健康づくりの推進	57
基本目標Ⅲ こどもが健やかに育つ教育環境の整備	59
基本目標Ⅳ 安心して子育てができる環境の整備.....	61
基本目標Ⅴ 仕事と家庭の両立の推進	63
基本目標Ⅵ 配慮を必要とするこども・子育て家庭への支援体制の整備	65

第5章 教育・保育の内容と供給体制

1 教育・保育提供区域の設定	69
2 子ども・子育て支援事業計画に定めるサービス	70
3 教育・保育の量の見込みと提供体制	72
4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制.....	75
5 教育・保育の一体的提供及び推進体制.....	94
6 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施.....	94
7 放課後児童対策	95

第6章 計画の推進体制

1 計画推進体制の構築	99
2 関係機関との連携強化	99
3 計画の内容と実施状況の公表	99
4 事務・事業評価と事業の見直し	99

資 料 編

1 袖ヶ浦市子ども・子育て支援会議条例.....	101
2 袖ヶ浦市子育て応援プラン検討委員会設置要領	103
3 袖ヶ浦市子ども・子育て支援会議委員名簿.....	105
4 計画の策定経緯	106

【こどもと子どもの表記について】

「こども」の表記は、こども基本法にならって、原則として「子ども」ではなく、「こども」としています。ただし、子ども・子育て支援法における「子ども」など、法令に根拠がある用語のほか、アンケートの質問項目等を引用する場合、既存の事業名や固有名詞として用いる場合などは「子ども」を用いています。